

松田町二世帯同居等支援奨励金のご案内



この奨励金は、松田町の二世帯同居・近居を促進することで子世帯が子どもを安心して産み育てられ、また、高齢者等が安心して暮らせる健康で幸せな住環境を創るために、「ふるさと」である松田町に新たに住宅を建築または購入し、もしくは親世帯の居住している既存住宅を二世帯住宅等に増改築した子世帯に対して、奨励金を交付するものです。地域の活性化に向けて、奨励金の一部を町内で利用できる商品券で交付しています。

■奨励金の額

親世帯と子世帯が同居する場合	現金20万円（振込）、商品券10万円（手渡し） 計 30万円！
親世帯と子世帯が近居する場合	現金10万円（振込）、商品券10万円（手渡し） 計 20万円！

■交付の要件

- ① 同居・近居する親が、1年以上継続して松田町内に居住・住民登録していること。
- ② 子世帯が新たに取得した住宅または増改築をした既存住宅に、住民登録していること。
- ④ 子世帯及び同居する方の全員が町税等の滞納がないこと。
- ⑤ 取得住宅に10年以上居住すること。
- ⑥ 取得住宅の延べ床面積が50平方メートル以上であること。

※ 別荘等の一時的に使用するものやアパートなどの賃貸を目的としたものは対象となりませんのでご注意ください。

※ ワンルームマンション・中古住宅の購入は対象となります。

※ 共有名義の場合は、申請者持分が2分の1以上の方をお願いします。分譲マンションの場合は、共有部分は含まず、専用部分の延べ床面積で判定します。

※ 公共工事等により住宅移転の補償がされている場合は対象外となります。

※ 建物登記完了日または子世帯の世帯主が松田町に住民登録をした日のいずれか遅い日から6カ月以内に申請してください。

■手続きの流れ

①申請 ⇒ ②審査 ⇒ ③交付決定 ⇒ ④請求 ⇒ ⑤奨励金の振込・商品券の交付

■申請時に必要な書類

- ① 奨励金交付申請書(第1号様式)
- ② 松田町二世帯同居等支援奨励金調査書(第2号様式)
- ③ 検査済証、登記事項証明書(建物)又はその写し

建築確認検査済証の写しは、主に建築確認申請に添付されている書類です。登記事項証明書は法務局にて取得できます。

- ④ 取得住宅の全体(外観)写真
- ⑤ アンケート
- ⑥ 奨励金交付請求書(第4号様式)
- ⑦ 戸籍謄本(全部事項証明書)

★ 様式は、町公式サイトからダウンロードできますので、ご活用ください ★

(<https://town.matsuda.kanagawa.jp/site/teiju-syoushi/h26koufuseido.html>)

町では、町に居住する勤労者が対象となる金融機関から自己の居住するための住宅の新築・購入等に関する資金の融資を受けた場合の支払い利息の一部を補助しています➡役場1階観光経済課にお問い合わせください。(<https://town.matsuda.kanagawa.jp/soshiki/9/sangyo.html#kinro>)

松田町定住少子化担当室(役場3F)

松田町松田惣領2037番地
TEL 0465-84-5541
MAIL teiju@town.matsuda.kanagawa.jp



町公式サイト



移住特設ページ